

審 査 基 準 整 理 票

処分名	火葬炉等の使用の許可		
根拠法令名	大津市斎場条例（平成 7 年条例第 7 号）	（条項）第 3 条第 1 項	
基準法令名	大津市斎場条例（平成 7 年条例第 7 号） 大津市斎場の管理運営に関する規則（平成 7 年規則第 5 5 号）	（条項）第 3 条第 2 項 （条項）第 4 条	
所管部署	指定管理者：おおつ斎苑管理グループ （所管：市民部 戸籍住民課 施設管理係）		
標準処理期間	7 日	法定処理期間	－ 日
【審査基準】 ・文書の名称【 ・掲載図書等【 ・内容 ■全部記載 □一部・項目のみ記載			
[斎場の火葬炉等の使用許可基準] 大津市斎場条例第 3 条第 2 項各号に掲げる事由に該当しないことを基準とし、同項第 3 号に規定する「その他斎場の管理上支障があると認められるとき。」とは、大津市斎場の管理運営に関する規則第 4 条第 1 項及び第 2 項に規定する事項を遵守しないおそれがあると認められるときとする。			

参 考

【根拠法令】

大津市斎場条例

（火葬炉等の使用の許可）

第3条 斎場の火葬炉、待合室、霊安室、葬祭場又は動物炉（以下「火葬炉等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ、第7条の規定に基づき斎場の管理を行う者（以下同条を除き、「指定管理者」という。）に申請し、その許可を受けなければならない。この場合において、指定管理者は、斎場の管理上必要があると認めるときは、使用の許可について必要な条件を付することができる。

【基準法令】

大津市斎場条例

（火葬炉等の使用の許可）

第3条

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、火葬炉等の使用を許可しない。

- （1） 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- （2） 火葬炉等の施設、設備又は備品を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。
- （3） その他斎場の管理上支障があると認められるとき。

大津市斎場の管理運営に関する規則

（遵守事項）

第4条 斎場の入場者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 斎場の施設又は設備等を汚損し、又は毀損しないこと。
- （2） 他の入場者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- （3） 所定の場所以外で飲食しないこと。
- （4） 斎場及びその敷地内において喫煙しないこと。
- （5） その他係員の指示に従うこと。

2 条例第3条第1項の規定による葬祭場の使用の許可を受けた者は、前項に掲げる事項のほか、所定の場所以外でしきみ、生花等を飾り付けないようにしなければならない。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。